

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 国際協力専門員 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

定年退職年齢に関して規定する議定（政令） （番号 135/2020/NĐ-CP）

※2019 年労働法（番号 45/2019/QH14）の詳細を規定する議定（政令）です。

目次

第 1 条	調整範囲	2
第 2 条	適用対象	2
第 3 条	定年退職の時点及び定年退職制度を享受できる時点	2
第 4 条	通常の労働条件の定年退職年齢	3
第 5 条	通常の労働条件の定年退職年齢より低い年齢での退職	4
第 6 条	通常の労働条件の定年退職年齢より高い年齢での退職	5
第 7 条	接続規定	5
第 8 条	施行効力	6
第 9 条	施行案内責任	6

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：135/2020/NĐ-CP

ハノイ 2020年11月18日

定年退職年齢に関して規定する議定（政令）¹

2015年6月19日の政府組織法に基づき；
2019年11月22日の政府組織法及び地方政権組織法を修正，補充する法律に基づき；
2019年11月20日の労働法に基づき；
2014年11月20日の社会保険法に基づき；
労働傷病兵社会省大臣の提議に従い；
政府は定年退職年齢に関して規定する議定（政令）を発行する。

第1条 調整範囲

この議定（政令）は，定年退職年齢に関する労働法第169条の詳細を規定する。

第2条 適用対象

1. 労働法第2条1項，2項及び3項が規定する労働者，使用者。
2. 社会保険に関連を有する機関，組織，個人。

第3条 定年退職の時点及び定年退職制度を享受できる時点

1. 定年退職の時点は，規定に従った定年退職年齢を満たす月の最後の日が終わる時点である。
労働者が規定に従った定年退職年齢を満たす月の経過後も引き続き勤務する場合，退職時点は労働契約が終了した時点である。
2. 定年退職制度を享受できる時点は，定年退職の時点に続く月の最初の日の始まりの時点である。

¹ 本稿は2023年6月8日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり，個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について，仮和訳者及びその所属する組織，法律事務所はいっさいの責任を負わない。

なお，本仮和訳では，*Nghị định* を原則として「議定（政令）」と訳しているが，「政令」と呼ばれることが少なくないので，両方を併記する。

3. 労働者の生まれた月、日の確定ができないが、生まれた年の確定ができる書類がある場合、生まれた年の1月1日を定年退職の時点及び定年退職制度を享受できる時点を確認する根拠とする。

第4条 通常の労働条件の定年退職年齢

労働法第169条2項が規定する通常の労働条件の定年退職年齢を、以下のよう具体的に規定する。

- 2021年1月1日から、通常の労働条件の定年退職年齢は、男性労働者は満60歳3か月、女性労働者は満55歳4か月；その後、男性労働者については2028年に満62歳になるまで毎年3か月ずつ増えていき、女性労働者については2035年に満60歳になるまで毎年4か月ずつ増えていく。
- この条第1項が規定する労働者の定年退職年齢の調整スケジュールは以下のように実施する。

男性労働者		女性労働者	
定年退職する年	定年退職年齢	定年退職する年	定年退職年齢
2021	60歳3か月	2021	55歳4か月
2022	60歳6か月	2022	55歳8か月
2023	60歳9か月	2023	56歳
2024	61歳	2024	56歳4か月
2025	61歳3か月	2025	56歳8か月
2026	61歳6か月	2026	57歳
2027	61歳9か月	2027	57歳4か月
2028以降	62歳	2028	57歳8か月
		2029	58歳
		2030	58歳4か月
		2031	58歳8か月
		2032	59歳
		2033	59歳4か月
		2034	59歳8か月
		2035以降	60歳

この項の規定する定年退職年齢と労働者の生まれた年、月との対照は、この議定（政令）に添付して発行する付属文書 I に従う。

第 5 条 通常の労働条件の定年退職年齢より低い年齢での退職

労働法第 169 条 3 項が規定する労働者の通常の労働条件の定年退職年齢より低い年齢での退職を、以下のように具体的に規定する。

1. 以下の各場合に属する労働者はより低い年齢で退職することができるが、法令が異なる規定を有する場合を除き、定年退職時点においてこの議定（政令）第 4 条が規定する年齢より 5 年を超えない：
 - a) 労働傷病兵社会省の一覧に属する困難、有害、危険な職種、業務、又は特別に困難、有害、危険な職種、業務に 15 年以上勤務した労働者。
 - b) 2021 年 1 月より前に係数 0.7 以上の地域手当を支給される場所で勤務した期間を含めて、特別に困難な経済－社会条件を有する地域で 15 年以上勤務した労働者。
労働傷病兵社会省は特別に困難な経済－社会条件を有する地域の一覧を発行する。
 - c) 労働能力が 61% 以上減少した労働者。
 - d) この項 a 号が規定する職種、業種で勤務した期間とこの号 b 号が規定する地域で勤務した期間の合計が 15 年以上である労働者。
2. この条第 1 項が規定する労働者の低い定年退職年齢は、以下のとおりである：

男性労働者		女性労働者	
定年退職する年	最低定年退職年齢	定年退職する年	最低定年退職年齢
2021	55 歳 3 か月	2021	50 歳 4 か月
2022	55 歳 6 か月	2022	50 歳 8 か月
2023	55 歳 9 か月	2023	51 歳
2024	56 歳	2024	51 歳 4 か月
2025	56 歳 3 か月	2025	51 歳 8 か月
2026	56 歳 6 か月	2026	52 歳
2027	56 歳 9 か月	2027	52 歳 4 か月
2028 以降	57 歳	2028	52 歳 8 か月
		2029	53 歳

		2030	53 歳 4 か月
		2031	53 歳 8 か月
		2032	54 歳
		2033	54 歳 4 か月
		2034	54 歳 8 か月
		2035 以降	55 歳

この項の規定する定年退職年齢と労働者の生まれた年、月との対照は、この議定（政令）に添付して発行する付属文書Ⅱに従う。

第 6 条 通常の労働条件の定年退職年齢より高い年齢での退職

労働法第 169 条 4 項が規定する労働者の通常の労働条件の定年退職年齢より高い年齢での退職を、以下のように具体的に規定する。

1. この議定（政令）第 4 条が規定する定年退職年齢の後に引き続いて勤務することを使用者と合意して、より高い年齢で定年退職する労働者。
2. この条第 1 項が規定する労働者につき、労働契約の終了及び社会保険制度の解決は、労働法第三章 3 節の規定及び社会保険に関する法令の規定に従う。

第 7 条 接続規定

1. 2021 年 1 月 1 日より、社会保険法第 54 条、第 55 条、第 73 条 1 項が規定する年金受給条件についての定年退職制度享受の規定は、労働法第 169 条が規定する定年退職年齢、同法第 219 条 1 項及びこの議定（政令）が規定する年金受給条件に従って実施する。
2. 通常の労働条件で働く、1960 年 12 月生まれの男性労働者及び 1965 年 12 月生まれの女性労働者につき、定年退職の時点は 2020 年 12 月 31 日の終わりの時点であり、定年退職制度を享受できる時点は 2021 年 1 月 1 日の始まりの時点である。
3. 社会保険法第 56 条 3 項が規定する年金受給の減少率計算の基礎となる低い年齢での定年退職の年数計算のための基準年齢は、以下のように確定する。
 - a) 社会保険法第 2 条 1 項 a 号、b 号、c 号、d 号、g 号、h 号及び i 号が規定する労働者については

通常の労働条件の労働者は、労働法第 219 条 1 項 a 号により修正、補充された社会保険法第 54 条 1 項 a 号及びこの議定（政令）第 4 条に従った基準年齢とする。

困難、有害、危険な職種、業務、又は特別に困難、有害、危険な職種、業務に勤務する、2021年1月より前に係数0.7以上の地域手当を支給される場所で勤務した期間を含めて、特別に困難な経済-社会条件を有する地域で勤務する労働者は、労働法第219条1項a号により修正、補充された社会保険法第54条1項b号及びこの議定（政令）第5条に従った基準年齢とする。

この議定（政令）に添付して発行する付属文書Ⅲが規定する坑道内で石炭掘削をする労働者は、労働法第219条1項a号により修正、補充された社会保険法第54条1項a号及びこの議定（政令）第4条に従った基準年齢より10を減らした年数を基準年齢とする。

b) 社会保険法第2条1項d号及びe号が規定する労働者については

通常の労働条件の労働者は、労働法第219条1項a号により修正、補充された社会保険法第54条2項a号及びこの議定（政令）第4条に従った基準年齢とする。

困難、有害、危険な職種、業務、又は特別に困難、有害、危険な職種、業務に勤務する、2021年1月より前に係数0.7以上の地域手当を支給される場所で勤務した期間を含めて、特別に困難な経済-社会条件を有する地域で勤務する労働者は、労働法第219条1項a号により修正、補充された社会保険法第54条2項b号及びこの議定（政令）第5条に従った基準年齢とする。

第8条 施行効力

1. この議定（政令）は、2021年1月1日より施行効力を有する。
2. この議定（政令）が施行効力を有した日から、この議定（政令）に反するそれ以前の規定及び以下の規定は効力を失う。
 - a) 強制社会保険に関する社会保険法の規定の詳細を規定する2015年11月11日の議定（政令）115/2015/ND-CPの第6条、第7条3項及び第11条2項。
 - b) 任意社会保険に関する社会保険法の規定の詳細を規定する2015年12月29日の議定（政令）134/2015/ND-CPの第5条2項a号。
 - c) 軍人、警察官及び軍人と協働する者に対する強制社会保険に関する社会保険法の条項の施行案内をする2016年5月10日の議定（政令）33/2016/ND-CPの第8条1項a号、b号、第9条3項及び第12条2項。

第9条 施行案内責任

各省の大臣、衝動各機関の長、政府所属機関の長、省、中央直轄市の人民委員会委員長はこの議定（政令）を施行する責任を負う。

首相

グエン・スアン・フック

※付属文書Ⅰ（正確な誕生年月ごとの退職年月の表），同Ⅱ（正確な誕生年月ごとの退職年齢の表）及び同Ⅲ（坑道内での石炭掘削に関する業務）の仮和訳は省略した。